

## 市長定例記者会見 概要

■日時：令和2年11月20日（金）午後3時から午後3時50分まで

■場所：市庁舎5階第4会議室

■相手方出席者：神奈川新聞社、朝日新聞社、読売新聞社、東京新聞社、毎日新聞社、テレビ神奈川、タウンニュース社

■市側出席者：市長 桐ヶ谷 覚、副市長 柏村 淳、経営企画部長 福井 昌雄、経営企画部担当部長 福本 修司、総務部長 田戸 秀樹、市民協働部長 岩佐 正朗、福祉部次長 廣川 忠幸、環境都市部長 石井 義久、環境都市部担当部長 芳垣 健夫、教育部長 村松 隆、消防長 林 行雄

■陪席者：企画課長 仁科 英子、広聴広報係長 西 久美子

■配付資料

- ・令和2年逗子市議会第4回定例会の招集について
- ・令和2年2月5日に発生した土砂崩落に伴う復旧工事の費用負担の和解について合意書（案）
- ・法面対策工事について
- ・令和2年度成人式を開催します
- ・逗子応援プレミアム付き商品券及び逗子応援クーポン券事業実施状況（資料1）
- ・（参考）逗子市中小企業者等家賃支援給付金及び逗子市事務所等家賃減額助成金を実施します

■内容：下記のとおり

### 【企画課長】

定刻になりましたので、定例の逗子市長記者会見を始めます。まずはじめに、市長から発言をさせていただきます。

### 【市長】

よろしくお願いいたします。

いまコロナウイルスの感染がすさまじい勢いで、過去にない日々報道されています。逗子市は当初は感染者が少なく推移していましたが、8月にクラスターが発生した以降は増えてまいりました。現在も50名を超える感染者という報道がありますが、幸い重傷者はおらず、軽傷ということがせめてもの救いと思っています。少しでも感染が拡大しないように、対策を講じていきたいと思っております。

○令和2年逗子市議会第4回定例会の招集について

案件は、お手元のプレスリリースにあるとおり、4件の報告、23件の議案を予定してい

ます。議案の中からご説明いたします。

#### ○和解について

議案第 73 号、和解についてご説明いたします。

令和 2 年 2 月 5 日に発生しました、土砂崩落に伴う復旧工事の費用負担について、ライオンズグローバル逗子の丘管理組合との協議が整ったことから、和解の締結を行うため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。和解の内容につきましては、お手元の議案の合意書案をご覧ください。

池子 2 丁目の法面災害復旧工事については、土地所有者等関係者と調整がついたため、早急に復旧工事を実施します。令和 2 年度までの時限措置である国の緊急自然災害防止対策事業債を活用し、一般競争入札の手続きを経て、令和 3 年 2 月の契約を予定しています。

なお、別途法面復旧工事に係る費用 5,264 万 6 千円について、「議案第 83 号令和 2 年度逗子市一般会計補正予算（第 11 号）」にて計上しております。

#### ○法面对策工事について

池子 2 丁目の法面災害復旧工事、また、令和 2 年 2 月に実施した主要な市道に隣接する崖の緊急調査の結果、要対策箇所となった道路用地及び市の緑地の対策工事を早急に実施することにいたしました。

令和 2 年 2 月 5 日、逗子市池子 2 丁目地内にて発生した土砂崩れ事故を受けまして、令和 2 年 2 月から 3 月にかけて逗子市道の主要な道路に接する土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び市立小・中学校用地に接する斜面地について職員が目視により調査いたしました。法面の状態を把握したところであります。この結果、要対策箇所は 20 箇所、このうち公共用地は 7 箇所でした。今回はこのうち早急に対応が必要と思われる、沼間 6 丁目の道路用地、久木 6 丁目、新宿 5 丁目、久木 8 丁目の緑地について法面の防護工事を実施するものです。先程の説明と重複いたしますが、国の緊急自然災害防止対策事業債を活用して、一般競争入札の手続きを経て、令和 3 年 2 月の契約を予定しているところです。なお、今回の一般会計補正予算（第 11 号）における国の緊急自然災害防止対策事業債は 8,780 万円を予定しております。

なお、他の要対策箇所である緑地 1 箇所と公園 1 箇所、普通財産の 1 箇所については、法面の状態を経過観察しつつ、令和 3 年度以降の予算計上を経て対策していく予定です。

また、法面の調査は、令和 3 年 2 月に改めて実施する予定で、今後も継続して調査することにより、法面の状態を把握しながら、また、民有地については所有者へ対応を促していきたいと考えているところであります。

#### ○工事請負契約の締結について（小坪トンネル修繕工事）

議案第 71 号は小坪トンネル修繕工事の工事請負契約の締結についてです。

小坪5丁目地内鎌倉市との市境にある小坪トンネルは長さ90mございます。その内、逗子市分が64m、残りの26mが鎌倉市ということになります。これまでの間、鎌倉市と協議してまいりましたが、鎌倉市側の調整がつかないため、先行して逗子市域分のみ対応するという事です。

平成27年度に実施された小坪トンネルの定期点検の診断の結果、早期措置段階と判定され、利用者に対して影響を及ぼす可能性が高いことから補修が必要となりました。

一般競争入札で11月5日に開札したところ、2億130万円で高幸建設株式会社が落札されました。本定例会で契約締結を図るという議案であります。契約工期は、令和3年12月25日まで2か年継続事業で実施してまいります、工事期間中は、通行止めの規制等が必要になることから、周辺住民の方々や道路利用者のご理解を得ながら安全に実施してまいります。

#### ○工事請負契約の締結について（新宿65号道路災害復旧工事）

議案第72号は新宿65号道路災害復旧工事の工事請負契約の締結についてです。

新宿65号道路災害復旧工事については、令和元年5月21日に逗子海岸のロードオアシス隣接地の市道が被災いたしました。当該年度の災害復旧事業として令和元年10月28日に契約して着工したところであります。

事業継続中の令和2年7月19日に隣接斜面が再崩落しました。国と神奈川県と協議し、令和元年度災害復旧事業を安全に施工するために合わせて隣接地の災害対策を施すため、変更契約をするものです。

今回の変更増額分は7,655万2,300円で、変更契約額は1億7,058万8,000円になります。国の道路災害復旧費負担金を活用して、本定例会で契約変更を図る議案を提出させていただきます。契約変更後の工期は令和3年8月10日までで、周辺施設の関係者や利用者のご理解をいただきながら安全に実施していきたいと考えております。

その他に5点お知らせいたします。

#### ○令和2年度 成人式を開催します

令和2年度成人式の開催についてご案内いたします。毎年、成人を迎える方々の節目のイベントとして開催してまいりましたが、今年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した開催方法について、検討しています。開催日は、令和3年1月11日の月曜日、成人の日の祝日で、会場は例年同様に逗子文化プラザなぎさホールで行います。

今年度は、平成12年度生まれの528名が対象です。例年ですと7割から8割の方が参加していただいています。また、現在、市外にお住まいの方で、逗子にお住まいのときの小・中・高校生等の友人と一緒に祝いたいということでの参加は可能です。

今回、9名の新成人が成人式企画運営実行委員会を作りまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した当日の内容を検討しているところです。具体的対策としては、式典

時間の短縮や大声が懸念されるライブパフォーマンスは中止と考えております。その他にマスクの常時着用、来賓の数を限定するという事を考えています。また、例年ですと1階のさざなみホールで保護者向けの生中継をしていましたが、行わない方向で準備をしております。来場者の制限や来場された方をいかに把握するか、当日の検温確認といった取組みをしながら実施を考えております。

当日は、スタッフも全員マスクを着用するという事でございますが、晴着にマスクは似合わないと思いつつも、感染防止が一番と考えているところであります。また、新成人の中には、感染症への不安から、式典への参加を控える方も想定されます。その対策といたしましては、式典の様子や恩師ビデオメッセージの内容は、対象者向けに動画配信で視聴できるよう検討しています。今後の感染状況の推移によっては、成人式の式典を中止し、動画配信のみの開催へ変更ということもあり得るかと思えます。今後の状況を見守ってまいりたいと思えます。

#### ○逗子応援プレミアム付き商品券について

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ地域経済を回復させるため、11月10日から逗子応援プレミアム付き商品券を販売しました。大変な人気になりました。10日の発売日は火曜日でした。火曜日が定休日の4店舗はその日に発売せず11日の水曜日に発売しました。ほとんどが午前中に完売という状況でして、ご希望に沿えず購入できなかったというご批判も数多く頂戴している状況です。

前回は平成27年にプレミアム商品券を販売しました。私はこの時は商工会長でしたが、当時は2割のプレミアムで22,000部発売ということでしたが、今回は6割増しの35,000部、3割のプレミアムということでした。前回、販売し切るのに1週間以上かかったので、今回は3割とは言え、当初は売れ残りも心配したほどでした。県内の発行部数ですと逗子は2番手、海老名市が人口比当たりの発売数で1位でした。1位を目指していましたが35,000部で残念ながら2位となりまして、それ以上の大型は前回を見てもリスクがあると考えておりましたので35,000という数字にしました。売れ残りを心配したところではありますが、予想に反しました。大変な行列ができ、ご迷惑をお掛けしました。また、平日ということでお勤めの方には我々はどうするんだというお叱りも数多くいただいております。時期を改めて方法も変えながら、いかに公平に再度発行できるのか、準備をしているところです。おそらく電子商品券のようなものがお勤めの方にも購入しやすいですとか、今後検討をしていきたいと考えています。

#### ○逗子応援クーポン券について

プレミアム付き商品券は市内で消費されるということで、市民の方でなくても買えるという制度をつくりました。近隣市町の方も逗子市の商品券をご購入いただいて市内で消費する、市内の経済活動をどれだけ動かせるかということを一にしておりました。クーポン

券に関してはあくまで市民の方にとということで、9月30日の住民基本台帳に記載されている市民の方に一人2,000円のクーポン券を発行いたしました。今現在、完全に配付しきっていない状況です。特定記録郵便で11月の初旬から発送を開始しましたが、11月いっぱいかかると郵便局から言われています。

プレミアム付き商品券と同様に、市内525店舗でご利用いただけます。逗子応援クーポン券と逗子応援プレミアム付き商品券併せて少なくとも5億7,420万円の経済効果を市内に生み出すものと考えております。

#### ○中小企業者等家賃支援及び事務所等家賃減額助成事業について

国のさまざまな家賃補助の制度から漏れる、5割の落ち込みがあった人は国に申請してください、それに届かなかった人は逗子が補填しますということです。

また、逗子で特別に考えましたのは大家さん向けの補助として、家賃減額助成金は店子さんに減額をしてご協力をいただいた大家さん向けに一定の助成をさせていただくという逗子独自のものです。周知がまだ届いていないのかお金が要らないのかよく分かりませんが、店子さん向けの申請件数は11月19日時点で1件です。大家さん向けは11月19日時点4件ということで、まだまだ予算を数多く持っていますので関係の方々はもう一度改めて検討いただけて助成を受けていただければと考えております。

#### ○子育て世帯の転入増加への対応について

今、逗子市では転入が増加しています。東京都の転出入のデータを見ますと、かなり大きい数が転出に振れています。毎月の発表を見ていても最大5,000人くらいが転出というふうに出ています。その転出の大半が神奈川・埼玉・千葉の転入増に合致しているということは、東京からそれらのところに転出していると思われます。逗子市もみなさんが記事でお書きいただいているとおり、コロナになり仕事が在宅もしくは通勤が毎日ではなくなった時に環境に注目をされて逗子市に転入いただいているものと考えております。

子育て世帯の転入増加に対処するためにプロジェクトチームを立ち上げた理由は、4月頃から不動産の動きが活発だと聞きました。裏付けを取っていくと全部が符合しました。保育園・幼稚園の園長先生からもそういったお声を聞きました。これまでにない問合せ、これまで経験したことがありませんといった話等を聞いた中で、年度末を迎えたときに対策をせずして、もし大量に待機児童が発生するということになったならばこれは行政として失格だと思ったものですから、プロジェクトチームを9月15日に設置いたしました。

リーダーは副市長、サブリーダーに経営企画部長、教育部長、メンバーは企画課、財政課、教育総務課、学校教育課、子育て支援課、保育課の課長で構成しました。これまで3回の会議を重ね、来週24日に最終の取りまとめをするということになっております。

0歳から15歳までの年齢層について、現況数値と将来予測数値による必要性の数値を検討するというので準備をしています。保育所、放課後児童クラブ、そして学校については

場合によっては教室を増やさないといけない、このような事を事前に調査すべきということでやっております。過去の転入出率から算出した令和3年4月1日の人口予測から、1%増加した場合でも保育所では待機児童が増加するということが数字上出ています。

一方、11月9日に保育所の一次入所申し込みを締め切ったところ、申し込みは昨年より約50人少ないという結果も出ています。保育所に預けずにご自身で子育てされる方が多いのか、もしくはお子さんのいらっしゃるご夫婦が転入されているのか、こういったところが今現在読み切れていないということがございますけれども、備えはしていかないと考えています。

なぜプロジェクトチームに、副市長、企画課、財政課を入れているかと言いますと、お金の発動が必要な時にはきちんとできるように、最後の答えがお金がないので何も出来ませんでしたということが無いようにするために、副市長以下、財政課も入って方針の取り決めをしているところです。具体的には間もなく発表ができると思いますが、保育士の人材確保に対してこれまでにないさまざまな金銭的な助成、支援をするということを視野に入れながら、準備をしています。実際にまちを歩いて、先日も不動産屋さんにも聞きましたが、もう売るものがないという話をしていました。先月、先々月くらいで一年分の商いが終わった、過去の売りに達していますという話をしている不動産屋さんもいました。もう物件がないということのようです。こういった状況が転入にどのように影響してくるのか読み切れない部分もありますが、逗子市がさまざまなメディア等を通して注目いただいているということがありがたいことでありまして、これをきちんと受け止め、活力にしていきたいと考えております。

私の方からは以上であります。

#### 【企画課長】

それでは質疑をいただきたいと思います。

まずは幹事社からお願いします。

記者) 崖の崩落の件ですが、協議はどのような感じで進んだのかということと、課題は特に残ってなくて逗子市と管理組合のやり取りは終わりだと思いますがどのような協議だったのか教えてください。

市長) 2月5日に崩落しました。その後すぐに仮設工事については、市の方で負担してでも通行の安全を図るということで、議会の承認を得まして工事に入りました。当該土地が民間の所有で、管理組合の議決をもって決定ということになると相当時間がかかると思ったからです。管理組合との交渉は経営企画部長と総務部長が担当し、工事に関することは環境都市部が担当するということになりました。そこで問題となったのは金額面の妥結であり

ます。資料の合意書に詳しく載っています。①から⑤までの合計が 3,750 万 100 円ということになりますが、この負担を管理組合がし、本工事の約 5,600 万円は国の緊急自然災害防止対策事業債を活用しながら工事をしていくということで、明確に負担部分を協議するというのでやっておりました。初年度が 150 万 100 円、令和 4 年から 15 年まで 300 万円負担していただくということにしました。年数は負担能力に合わせてある程度の変更は構わない、ただし、もとなる金額を安易に妥協できないという考えでしっかり交渉をお願いしました。最終的には組合側に理解をいただいて、ここで合意が成立したというところであり

ます。

この後は、復旧工事に関しましては緊急自然災害防止対策事業債を使いまして進めていくという考えです。

記者) 応募が少ないとおっしゃっていた、中小企業向け、大家さん向けの補助ですが、周知が足りないのであって、仕組みが使いづらいという声は無いのですか。

市長) 非常に使いやすいように制度を作っているはずですが、5月21日から8月末まで逗子市中小企業者等事業継続応援給付金等の事業をやってまいりました。予算は2億円で、飲食の店舗等で県の要請により営業を自粛したお店には20万円の協力金を出し、それ以外の売上げが下がったお店に対しては10万円の応援給付金を出しますということでした。執行率が91.3%くらいまでいきましたので、ほぼ2億円の予算を配付出来ました。協力金20万円の方が750件近く、フリーランスの方々にもご利用いただけるようにした10万円の応援給付含めて総額で99.3%の執行率になり非常に浸透したのですが、こちらは「もういい」となったのかもしれませんが、まだ期間がありますので1月末までの間、商工会と商店会含めて再度PRしていきたいと思います。今は町中がプレミアム商品券一色になっておりますので。

記者) 緊急自然災害防止対策事業債は7割国費でというものだったかと思いますが、市の負担するお金はいくらになるのですか。

経営企画部長) 交渉当時は最終工事のコストは5,400万円強で考えていましたが、今回の補正予算の議案で提出するにあたりまして、四半期に一度の単価の積算をし直しました。労務単価や資機材単価の見直しをして積算をし直すことによって、今回は5,264万6,000円が工事費用です。最終ではありませんので、入札でまた金額で下がったり、工事が終了すればコンクリートや土砂を使った量や除去した量の出来高によって最終金額が確定してくるかたちになっています。合意書案の中では、「未実施の本件土地に係る法面復旧工事の費用については」という書き方だけになっています。市の負担は現状5,200万円とすれば3割になりますので1,560万円程度です。

記者) 入札で正式な金額が決まるということですが、大体 5,000 万円前後ということですか。

経営企画部長) 5,200 万円前後です。

記者) 改めて市側の和解に対する受け止めというか、市長の思いを。

市長) 工事に対してここで和解をいただきました。ご遺族に対しての和解は成立しておりませんので、管理組合さん側としてはまだまだ交渉が山積しているところだと思えます。時限措置である緊急自然災害防止対策事業債の期限が迫っておりますので、もし組合側と行政で合意ができないと、の適用すらゼロになってしまうということになってまいります。そこは組合さんの方にもご理解いただいて、ご遺族に対するさまざまな課題と切り離して合意形成いただいたものと考えています。

記者) 本来は民有地なので所有者が負担すべきところを、市の方で市道の安全確保やいろいろな観点から先行してやっていただいたという経緯がありますけれども、組合側がこの和解に対してどういう受け止め、何か言っていることはありますか。

経営企画部長) もともとお互いが考える金額の中で、協議の産物としてこの金額ができたと思っております。最終にはいろいろとここまで協議をしてきてどうもありがとうございましたという言葉をしていただいております。

記者) 先に支払ってもらったことに対しては。

経営企画部長) 前段として支払い済みでしたから、今まではありがとうございましたという言葉は先にいただいております。

記者) 謝意は伝えられているんですね。

経営企画部長) はい。

記者) 新宿のロードオアシスのところですが、ここも民有地だった気がするのですが、結局市が負担するということですか。

市長) これは別の道路災害復旧費ということで国の補助を頂戴しました。昨年度の工事終了



前に隣接部分が崩れたということで、国も一体の修復工事というふうに捉えていただきました。今回掛かる費用を含めて、全体で一つの事業になるという位置づけをここでしております。私有地ではありますが去年の段階で国から道路災害復旧費をお認めいただきましたので、その延長線上で今回負担していただいたということです。

記者) 特に市が負担するということはないのですか。

環境都市部担当部長) この場所は民地ですので、昨年と同じですが市の方で所有者に連絡をしまして、一部負担をということで交渉をしている状況です。ただ、資力的に難しいとは言われていますが、今回につきましても引き続き交渉をしていくというところです。市の負担という意味では災害査定につきましては、国費が3分の2、3分の1が起債ですが、その内の95%は交付税措置ができるということで、市の負担は非常に抑えられると考えています。

記者) 高額を負担することはないけれど、一部は負担しなければいけないということですか。

環境都市部担当部長) はい。

記者) 私有地の崩落に対して市も負担しないといけないという事例がいくつかあるということだと思いますが、それについての市長の思いや受け止めは。

市長) まわりを見ればそういう場所ばかりですから。これが逗子の良さというか特徴になりますが、私有地の所有者も如何ともしがたい状態になっているのだろうと推察します。ただ、市でやれば良いということではないので、日頃から管理に対しては所有者が本来はしっかりとやっていただきたいと考えています。しかしながら、実際の現場は草木が生い茂っている状況の中で、見て危険だとか大丈夫だという判断はつかないというのが実態かもしれません。小坪の崩れた経緯を見ましても、ああいうところがああいう崩れ方をすると想像すらできない。でも現実には去年のロードオアシスの崩落が最初でしたが2年の間に20数か所崩落が起っています。やはり三浦半島全体の地質そのものが、逗子に限らず横須賀も三浦もあらゆるところで崩落が報道されていますように、そういったことが起こりうる状況に来ているんだ、民だから官だからというだけで全ては支えきれない、市民の安全をどう担保するかということになったならば、後から解決をしてでも安全は担保しなければならぬと考えます。

記者) 本工事で市が新たに1,560万円負担することになる訳ですよ。私有地の本工事で応急工事の方はあちらの負担にしておいて、こちらは市が負担する、その辺りの整合性についてはいかがですか。

市長) 緊急自然災害防止対策事業債そのものが市の割合をはっきりしなさい、残りを国が負担しますということになるので、固めきれないとこの制度がそもそも使えないということになってきます。例えば、民が1,000万円負担すると仮定します。5,000万円のうち1,000万円を民が、残りの4,000万円のうち3割は市が負担、どこまでいっても3割負担です。もし、市の部分を負担してと言っていたらと仮定しても、残り3割というようになります。

記者) つまり、市が絡まないとこの制度が活用できないということですね。

市長) そうです。こういう制度なので、確かに金額を本来はもっと少なくしていただきたい、そしてそれ以前の応急工事に掛かっている3,750万円プラスいくらを負担しますかという交渉になっていきますと、12月末までに決めないと時限立法が消えてしまうと仮定するならば、そこを交渉している余地はなかったということです。仮設工事に関するものは負担してください、本工事はこちらでやって、12月の第4回定例会で議決いただいて入札をして契約までいくというのがタイムスケジュールの限界でした。

記者) 時限立法というと、いつ切れるのですか。

市長) 今年度です。

記者) 今年度起債を起さないとだめなんですか。

市長) 契約までいけば良いんです。

記者) 確認ですが、3,750万円は仮復旧工事に掛かったお金を1円もまけていなくて、組合が払ってくれる、その代わり本工事は30%は市が負担するから12月までにやらないといけない。

市長) 3割と国からの地方交付税措置分、約5,200万円は全部こちら側です。

記者) 本復旧工事については組合側は全部おまかせで良い、だけど12月までに決めてくれたらそれでいけるからと言って説得したということですか。

市長) はい。

記者) 管理組合は交渉の場に何人くらい出ていたのですか。

経営企画部長) 管理組合は管理組合の理事長さんと今回雇われた弁護士さんとお二人です。

記者) ライオンズマンションの会社代表は。

経営企画部長) 管理会社の大京アステージさんはお出になっていません。管理組合、住居のみなさんだけです。

記者) 組合と管理会社、管理人さんの声をどう伝えたのかというのは全く別の話なんですね。

市長) 短期間によく合意まで行けたと思っています。ご遺族に対する慰謝料についてはこれから長い時間が掛かるかと思いますが、それとは切り離して進めていただけたというのは大変ありがたいです。

記者) 緊急自然災害防止対策事業債が今年度末までということですが、そもそも台風 19 号などのために出来た法律なんですか。

環境都市部担当部長) 閣議決定されているのですが、防災、減災、国土強靱化のための三ヵ年緊急対策を国で定めていまして、それと連携して地方単独で防災インフラの整備を推進するために作られた制度ということです。令和元年度、2年度の2ヵ年が事業期間ということになります。

(企画課長)

よろしいでしょうか。それでは本日の記者会見を終了いたします。

どうもありがとうございました。

市長) どうもありがとうございました。